

令和2年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和2年12月10日（木曜日）

○日時 令和2年12月10日 午前10時13分開会

村 椿 敏 章

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第5号 令和2年度網走市水道事業会計補正予算
3. 議案第6号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
4. 議案第7号 市道の路線認定について
5. 議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
6. 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
7. 種苗法「改定」に関する意見書提出についての要請
(R2. 9. 3 継続審査)
8. 種苗法の改定に反対する意見書提出についての要請

○出席委員（8名）

委 員 長	立 崎 聡 一
副 委 員 長	松 浦 敏 司
委 員	石 垣 直 樹
	小田部 照
	川原田 英 世
	栗 田 政 男
	澤 谷 淳 子
	山 田 庫司郎

○欠席委員（0名）

議 長 井 戸 達 也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（5名）

金 兵 智 則
近 藤 憲 治
永 本 浩 子
古 田 純 也

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	田 口 徹
観光商工部次長	秋 葉 孝 博
建設港湾部長	吉 田 憲 弘
水 道 部 長	脇 本 美 三
情報政策課長	高 橋 剛
財 政 課 長	古 田 孝 仁
農 林 課 長	佐 藤 岳 朗
農 林 課 参 事	中 塚 威 史
水産漁港課長	渡 部 貴 聡
観 光 課 長	大 西 広 幸
観光商工部参事	高 井 秀 利
観光商工部参事	前 田 関 羽
都市整備課長	立 花 学
都市管理課長	澁 谷 一 志
都市管理課参事	石 井 公 晶
港 湾 課 長	梅 津 義 則
営業経営課長	野 呂 俊 広
上水道課長	柏 木 弦

○事務局職員

事 務 局 長	武 田 浩 一
次 長	伊 倉 直 樹
総務議事係長	神 谷 浩 一
総務議事係	早 渕 由 樹

午前10時13分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案9件、要請2件、計11件について審査します。

委員会の進行ですが、まず議案第1号中、企画総務部関係分、議案第5号、議案第8号、議案第9号について審査した後、理事者入替えを行います。

続いて、議案第1号中、観光商工部関係分について審査した後、議案第6号中、観光商工部関係分に

ついて審査し、理事者入替えを行います。

続いて、議案第1号中、建設港湾部関係分について審査した後、議案第7号について審査し、理事者入替えを行います。

続いて、議案第1号中、農林水産部関係分について審査をした後、議案第6号中、農林水産部について審査した後、要請について審査いたします。

それでは、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、新型コロナウイルス感染症対策事業、郊外地区光回線整備事業について説明を求めます。

○高橋剛情報政策課長 それでは議案資料1号の5ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度一般会計補正予算、郊外地区光回線整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。現在、国において、全国の市町村における光回線整備に対する大規模な支援を行っており、当市においても、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、国の補正予算及び地方創生臨時交付金を活用し、光回線を整備することとし、光回線整備等の工事請負委託を行うものです。

補正額でございますが、歳出予算は、工事請負費8億6,570万円、負担金補助及び交付金1億4,520万円を追加するものでございます。

歳入予算は、国庫補助金5億440万円、市債5億650万円を追加するものでございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

○川原田英世委員 何点か伺いたいと思いますが、事前に調査をした結果として、今回のこの補正予算ということだと思っておりますけれども、この金額で全面カバーできるということでしょうか。

○高橋剛情報政策課長 今回の工事で、市内の現在サービス未提供地域全域に光回線を整備する予定でございます。

○川原田英世委員 それと、もう1点伺いたいの、引込線等の経費使途があるのですけれども、負担金補助及び交付金という形になっているのですが、この中身、ちょっともう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

○高橋剛情報政策課長 今回、工事するにあたりまして、光回線については市の所有物となりますが、各家庭への引込線や所内設備、電柱等につきましては、NTTや北電が所有している設備を使用することとなるため、負担金として支払うことになりま

す。

内訳でございますが、引込線等として1,100万円、所内設備として7,370万円、NTT及び北電柱の添架料として6,050万円をそれぞれ負担金として支払う予定でございます。

○川原田英世委員 はい、内容はわかりました。

それでもう1点伺いたいのは、やっぱり郊外の方で住宅でということの使用となると、やっぱり基幹道路から住宅までかなり離れていて、そうすると、やっぱり回線はそこまで来ているけれども、そこからここにまた家まで持ってくるとなると、工事料というのは、別途かかってくるのではないかなと思うのですけれども、そういったもの、かなり個人負担としては、契約の内容によっては、工事料無料とかいろいろ似たようなものが出ていますけれども、あくまでそういうのは一般的な、市街地の家庭を想定しているものだと思いますので、そういった郊外の住宅になると、ちょっと何か状況が違うのではないかなというふうに思うのですけれども、その点どうなのでしょう。

○高橋剛情報政策課長 今回の整備にあたりまして、市内のNTTの局所から、地域の拠点的なエントランスまで光回線を整備するものですが、これが補助金の対象になるのですが、そこから各家庭までの引込線についても、補助対象外で今回整備する予定でございますので、郊外地区の家庭におきましても、光回線サービスを利用するための工事費用は市街地の利用者と変わらない費用負担で使用できるものとなっております。

○川原田英世委員 今の内容でわかりました。

であれば、そんなに極度の負担がなく、一般的な市街地の家庭と同じような状況で、光回線を利用できる状況になるということで理解をしました。

令和4年スタートということですが、できるだけこれを早く進めていただきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 1点だけ伺いたいのですが、この工事にあたって、基本的に地元業者がやるというのが一番いいことだと思うのですけれども、その辺の業者はどんなふうな形で選定されるのでしょうか。

○高橋剛情報政策課長 今回の光回線整備にあたりまして、工事請負事業者というのは、現在もう既に光ケース回線を整備しております、NTT東日本と

契約することになる予定です。

今回、公設民営方式で光回線整備するのが、北海道内で12自治体がございまして、その12自治体と共同でNTT東日本と契約を進めて、工事を進める予定になっております。

○松浦敏司委員 ということは、NTTのほうで工事をどうするかというのは、NTTが責任を負ってやるという。だから、実際の工事というのは、どの業者になるかわかりませんが、下請けなどが多分やるのだと思うのですけれども、そういう場合において、できるだけ網走市内の、そういう業者が工事に携われる、そういう方法をできるだけとる必要があるのではないかと私は思うんですが、その辺はどんなふうな感じで、NTTあたりは考えているのでしょうか。

○高橋剛情報政策課長 共同契約になりますので、網走市として個別に契約の中に盛り込むということとはなかなか難しいかもしれませんが、今回、協議会を取りまとめております、北海道の事務局に対し、そのように働きかけたいと考えております。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○栗田政男委員 私もちっと会社も含めて、受益者の位置になるのでお聞きしたいのですが、タイムスケジュール、スケジュール感というのは、回線が通っているところからだんだん郊外に引っ張ってくるのですから、線は繋がってなくてはいけませんので、遠いところは遅くなるでしょうし、近いところは早くつながると思うのですが、回線が順次引かれた段階ですぐ使用というスケジュールでものを考えてよろしいのでしょうか。

○高橋剛情報政策課長 サービスの利用可能時期についてでございますけれども、今回の工事が補助事業での整備となるため、基本的には全域への整備完了を待っての、サービスの一括の提供を想定しているところ です。

○栗田政男委員 全部終わらないと、工事が終わらないと、もう引かれていて使える状態になっていてもだめだというものの考え方でいいのですか。

○高橋剛情報政策課長 このたび、市内全域での整備となりますので、各地域ごとでのサービス提供開始が早いところ、遅いところがございますと、全域的な公平感ということにもなりますので、現時点では、一括全域でのサービス開始ということを予定しております。

○栗田政男議員 最初に言ったように、線はつなが

って、もう既に走っている場所もあるわけですね。

そこから順次つないでいって、やっぱり利用できない状況になったら随時使用するというのが、全くもって当たり前の話なのですが、全部清浦の果てから能取の先っちょのほうまで、全部終わった段階で初めて用意ドンで皆さんやってくださいというのは、いかがなものかなと思うのですが、その辺についての見解を教えてください。

○高橋剛情報政策課長 委員おっしゃるとおり、引いた地域から利用することは、技術的にはもちろん可能でございますが、地域住民間で不公平感などを考慮し、事業者と慎重に調整をしながら開始することとは検討できるかと考えております。

○栗田政男委員 ちょっと休憩とれ。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時24分休憩

午前10時26分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

○岩永雅浩企画総務部長 ただいま、情報政策課長から答弁した中身につきましては、工事の進捗状況によっては、地域住民間で不公平感があるのではないかとといったところへの配慮、同じ時期にスタートさせたいということでしたが、物理的にも、あるいはNTTとの協議が必要ですが、体制的にも順次供用開始するということも可能ですので、事業者とも協議をさせていただきたいと思っております。

○栗田政男委員 はい、ぜひとも、普通常識的に考えて、そういう対応をとるのが全く当たり前の話なので、それによって不公平がどうのこうのってね、地域住民からクレームがつくようなことは絶対ないと思っております。

何年もかかるわけではないですから、そのタイムラグというのを、逆に言えば、みんな一斉にということになると、一斉にやったほうが市民の混乱を招くということ。

いろんな諸事情を考えて、十二分に検討しながら、使える状態になったところから随時使っていければというふうに思います。

そのように対応していただきたいと思います。

もう1点ですね、これも前にお話を聞いたのですが、容量的なものが、やはり小清水が早い時期に公費で回線を負担したという経過があるのですが、残念ながらやはり前時代的な回線の容量だったので、ちょっと不具合が出ているという情報も入っている

のですが、今回はその容量的なものについては、十二分に確保されるという認識でよろしいですか。

○高橋剛情報政策課長 今回整備する回線数、あと回線の容量等につきましては、最新の技術を用いて整備していただくことを予定しております。

○栗田政男委員 単純に素人が考えると、太さの問題になるのですが、太い回線が入るとそれだけ容量が多いということになるので、その辺の余裕キャパというのは、しっかり押さえないと、今後郊外地域というのは、いろんなネットワーク上のことがいろいろ出てくると思うので、容量的なものは少し余裕を見て、しっかりと設計されて進めていただければというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

○山田庫司郎委員 大体何人かの質問で理解する点もあったのですが、ちょっと再確認を含めてですが、先ほど、引込線、所内設備、それから北電柱と添架の関係含めて、負担金、補助金を支出すると理解をしますけれども、これは単年度で終わる話なのか、毎年払っていくことになるのかも含めて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高橋剛情報政策課長 今回、支払います整備費の中で、引込線と所内設備につきましては、工事費用です。単年度で負担金として払います。

NTTと北電柱につきましては、これは10年分を一括として支払い、年単価を抑えた形で支払う予定ですので、こちらの添架料の費用負担につきましては、来年度以降、2年度以降は発生しないものです。

○山田庫司郎委員 理解しました。

添架料とかいろいろありましたので、毎年払っていくのかなという、ちょっと心配な部分もあったのですが、確認させてもらいました。

先ほど栗田委員の話で、みんながそうなるというふうに委員の皆さん思っていたので、ちょっと栗田委員の質問で新たな部分が出てきたので、非常にありがたかったというふうに思います。

私もぜひそういう方向で進めていただきたいと思います。

それで、地域の確認なのですが、これは最後の辺地債の関係含めてありますから、この地域が今度ありますということによろしいのですか。

地域確認なのですが、今まで整備されていなかった。

36ページ、37ページに辺地の関係もあるのですが。

○高橋剛情報政策課長 今回整備する地域は、当市の辺地地域も含めておりますけれども、それ以外でサービス未提供地域につきましても、全域で光回線を整備するものです。

○山田庫司郎委員 例えば36ページ、37ページを計画の策定の中でですね、中和東、山里、稲富、丸実、音根内、前回の説明も含めて聞いていますし、西については、能取、平和、嘉多山、越歳、浦士別、栄、清浦と、こういう地区が今、きっと対象になるのだろうと私も理解するので、その他にもやっぱり何地区かあるのですね。

○高橋剛情報政策課長 委員おっしゃるとおり、辺地以外の地域におきましても、現在、光回線が提供されていない地域がございますので、その地域も漏れなく整備する予定でございます。

○山田庫司郎委員 その地区は、大分ばらばらで詳細で話すとすると大変でしょうか。

○古田孝仁財政課長 ただいま委員から御指摘のございました、辺地の区域以外の部分でございますが、辺地計画の変更もしくは策定している部分は辺地に該当する地区のみでございますので、当然それ以外の地域におきましても、光回線が未整備な地区がございます。

例えば呼人の奥ですとか、例えば卯原内ですとか、そういうところの奥につきましても、当然でありますので、そういうようなものを含めまして、全市的に光回線を整備するということになりますので、当然辺地計画で今回別で上げさせていただいている額よりも、予算のほうは大きな額になっております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

お聞きしますと、一部は整備になっているけれども、やっぱりその地区の一部分がなっていないということも含めて。

今説明受けたように、後ほど、36、37も審議するのかもしれませんが、関連がありますから、聞いたほうがいいのかと。よろしいですか、委員長。後で聞きますか。

○立崎聡一委員長 休憩します。

10時34分休憩

10時36分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

○古田孝仁財政課長 光回線の整備に関する起債の

内訳、種類でございますが、辺地債にかかるものがございます。4億5,100万円でございます。

そして、補正予算債といたしまして1億2,050万円というような内訳でございます。

○山田庫司郎委員 ですから、市債の5億6,500万円の、今内訳聞きましたので、辺地が非常に多いですから、市としては大変、あとの交付税のことを考えますと、ありがたいのだというふうに思っていますので、36、37でも議論になるのかもしれませんが、ここの市債の内訳ということでちょっと確認させてもらったのでわかりました。

それと、もう1点、先ほどNTT東日本との契約ということで、12地区と一緒にですね、契約することですから、入札とかそういう形にはならない、随契になるのかちょっと私もわかりませんが、契約はその1社との契約になるということですね。

○高橋剛情報政策課長 委員おっしゃるとおり、一社との随意契約となります。

○山田庫司郎委員 はい、わかりました。

終わります。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 1点だけ確認させてほしいのですけれども、光回線を整備後、敷設後なのですけれども、この回線の所有権はどちらにあるのでしょうか。

○高橋剛情報政策課長 今回整備する光回線につきましては、公設方式で設置しますので、光回線の所有権は市が所有するものとなります。

○石垣直樹委員 それでは敷設後の修理とか、補修に関しては市で負担するという形でよろしかったでしょうか。

○高橋剛情報政策課長 おっしゃるとおり、敷設後の光回線の事故や災害等による復旧修正につきましては、市の負担となるものでございます。

○立崎聡一委員長 他に。

○古田孝仁財政課長 先ほど山田委員にお答えいたしました、起債の種類の中の金額でございますが、一部ちょっと誤りがございましたので、改めて御説明いたします。

辺地債につきましては4億510万円、補正予算債につきましては、1億140万円でございます。

残りの部分については、これまでついております9,570万円がございます。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございませんか。

続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会

計補正予算中、水道事業会計出資金について説明を求めます。

なお、議案第5号令和2年度網走市水道事業会計補正予算が関連しておりますので、併せて説明願います。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案資料6ページを御覧願います。

令和2年度一般会計の保健衛生総務費、水道事業会計出資金の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、市の一般会計から水道事業会計への出資金の補正予算となります。

こちらは、今年度から平年事業量を上回る水道管の耐震化事業を行う際に、国の定める繰出基準に基づき、耐震化事業に係る事業費の一部を市から公営企業へ繰り出すにあたり、その財源として出資債を発行した場合、その償還に対して財政措置がなされることとなったことから、国の定める繰出基準に基づき、事業費の3分の1を出資金として繰り出すものでございます。

出資債は、出資額全額の発行が認められており、また、今年度元利償還金の半分が、普通交付税として交付されることとなっております。

2の補正額でございますが、歳出予算は、水道事業会計出資金として、1億2,614万円でございます。

財源の内訳は、市債が1億2,610万円、一般財源が4万円でございます。

歳入予算につきましては、市債でございまして記載のとおりです。

説明は以上でございます。

○野呂俊広営業経営課長 関連いたしまして、議案資料32ページ、資料2号を御覧いただきたいと思います。

議案第5号令和2年度網走市水道事業会計補正予算について、御説明申し上げます。

1、補正の理由でございますが、導水管更新事業の事業費の一部に対し、一般会計から出資を受けるため、資本金収入予定額を財源補正するものでございます。

これにつきましては、本年度より国が定める水道管路耐震化事業として、一般会計から出資を受けることにより、地方財政措置の適用となることから、資本金収入予定額のうち、出資金を新たに計上し、その相当額を企業債から減額しようとするものでござ

ございます。

2、補正の概要でございますが、(1)資本的収入の中段、第1項、企業債1億2,610万円を減額し、下段第4項、出資金を1億2,644万円増額しようとするものでございます。

なお、4万円の差額が生じていますのは、企業債の算出において端数処理のルール上、10万円未満の端数をつけない取扱いによるものでございます。既決予定額、補正後予定額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

(2)補填財源につきましては、資本的収入が資本的支出に不足する額4億4,896万2,000円を、4億4,892万2,000円に、補填財源である、当年度分損益勘定留保資金2億8,915万2,000円を、2億8,911万2,000円減額するものでございます。

(3)企業債限度額につきましては、企業債を減額したことに伴い、その限度額も減額しようとするものでございまして、内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 何点が伺いたいと思いますが、一般会計というか、出資金という形になるということで、交付税措置もされるということで、いいことだとは思いますが、出資金ということなので、これはどこかの段階で、水道事業会計からまた市に戻さなくてはいけなくなるということになるのでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 出資を受けて、水道事業会計で資本金として取り扱われて、そのまま資本金として、戻すことはないという扱いになります。

○川原田英世委員 市が出資金と支出をして、戻すことはないということですから、出資債を発行して、2分の1は交付税措置になるということですが、結果的にはその残りの2分の1は、何かしらの形で市側で、その出資債を返済していくということで理解していいのでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 おっしゃるとおりでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

水道事業会計、いろいろ更新が必要だということも状況もわかっていますので理解をしました。

それで今回、企業債の一部が減額になって出資金をということなのですが、今年度からという説明でしたけれども、これは今年度分の事業に当た

る部分の資金、今年度分だけ、単年度なのか、ちょっとそこも確認したいのですが。

○野呂俊広営業経営課長 水道管路耐震化事業に関する地方財政措置というものは、従前からあるのですけれども、対象要件が、あくまでも補助裏、いわゆる補助裏、事業費のうち国の補助金があたって、その裏財源というかすき間というか、そこに対する財政措置なので、平成31年度に網走市の念願が叶ったといえますか、導水管工事に対する補助金がいただけることになって、その運びでその補助裏に対しても、今回この要件に該当したので、出資の取り扱いを受けられるという流れになっております。

○川原田英世委員 わかりました。

やっぱり必要な事業ですので、事業の支出に対しての、様々な仕組みが国のほうでもできているのかなというふうに思っていますが、いずれにしても必要なことなので、進めていっていただきたいというふうに思います。

わかりました。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 これは導水管の更新ですから、これに特化した工事内容ということでよろしいですね。

それで、従来、網走市の鋼管についてですね、なかなか補助といいますか、支援の対象にならなかった中で、昨年あたりからですね、これに対しての国の支援が出てきているということで、3分の1だったと思いますが、それに該当する中での出資金という形をすれば、そこに該当していくということの、端的に言えば考え方として理解していいのでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 背景的なものから御説明いたしますと、国の強靱化計画の中で、いろんな災害に強い国づくりを目指していた中で、上下水道管路の機能停止というのが、災害のリスクがあるということで、それで、国全体でそういう災害に強い国づくりということで、網走市も強靱化計画を策定したのだと思うのですね。

強靱な国づくりの流れの中で、いろんな耐震化水道管路の耐震化も推進していこうという流れの中で、補助の件についてもそうですし、更に補助を受けた、先ほど委員おっしゃいました3分の1補助を受けられるといった、残りの3分の2の部分についても、その3分の2の半分の部分について、さらに

財政措置を強化して、出資金を充てて、地方財政措置を拡充して、さらに耐震化を進めるといった内容の中での事業ということになっています。

○山田庫司郎委員 企業債で借りるより、市のほうの市債として、水道事業会計にですね、企業会計に出資をすると、こういうほうが言い方として非常に適当かどうかありますけれども、市としては財政的に、適正なのだろうという判断の中での処置だというふうに思いますので、これは今の時点でこうなるということは、3分の1の補助の支援をもらうとき、全国的にいろいろ出ているところがあって、その年に該当するかしないかがわからないので、そういうような答弁をいただいたような記憶があるのですが、これは今年確定をしたので、こういう形で今回出てきたという考え方でよろしいでしょうか。

来年もまた導水管をやるときには、当初からこれが出てくるという可能性は薄いと思いますし、道半ばでその辺が確定したときに、こういうまたことがありうるかもしれないということの考え方でよろしいでしょうか。

○野呂俊広営業経営課長 先ほど言いました、出資債の取扱いについては、時限立法だと思うのですが、当初は平成26年から平成30年度までの事業だったのですが、それが今回、平成31年から令和5年までの期間で延長されてきているのですよね。先ほど言いましたように、平成31年度の網走市の補助事業が対象となることになって、この出資を受けられる要件になるために、いろいろな要件があるのです。

例えば、経営状況が非常に厳しい自治体である。

それは、湧水水量当たりの資本費が大きい町が該当しますよととか、供給単価が全国平均よりも上回っている団体が該当しますよととか、いろんな要件がありまして、網走市はそれに該当するということになったので、先ほど言いましたように、いろんな要件をつぶさに調べていった結果、補助事業にも該当している、今言った、経営状況の厳しいという状況にも該当しているということで、この制度は、要件の変更がなければ、令和5年度までは受けられるのではないかという見込みは立てています。

ですから、4年間はこの出資という取扱い継続するのではないかというふうに考えています。

○山田庫司郎委員 ぜひそういう形でいってくれる事を希望したいし、望みたいというふうに思いますし、今回は、企業債の財源補正の中でこういう形が

出てきたのだらうというふうに私自身理解していますので、いつの時点でこういう形が出てくるかは別にして、今、答弁あったように、ちょっと長く、ぜひ続いて、そのうちに導水管も整備ができればというふうに思っています。

以上です。

終わります。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 なきようですので、続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、消防組合費負担金、消防組合負担金について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案資料の19ページを御覧願います。

令和2年度一般会計消防費、消防組合負担金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正となります。

網走地区消防組合における歳出予算でございますが、人件費が時間外手当等の職員手当及び共済費と、あと会計年度任用職員の報酬で979万8,000円の減、物件費と施設費が議員視察及び消防大会の中止に伴う旅費、及び負担金と消防自動車の点検、及び整備費で317万4,000円の減、公債費と議会費が、組合債の償還利率の確定と、道外議員視察の中止で、182万8,000円の減がありました。

また、歳出予算、それで歳出予算が合わせまして、1,480万円の減となるものでございます。

続きまして、歳入予算でございますが、繰越金は前年度負担金の精算として、978万4,000円の追加、組合債手数料等は、当初見込んでいなかったコミュニティ助成金の交付や消防学校派遣負担金収入の増などにより、84万8,000円の追加となり、歳入予算が合わせて1,063万2,000円の追加となるものでございます。

2の補正額でございますが、歳入、歳出合わせまして、補正額は一般財源で2,543万2,000円を減額し、補正後の額を7億5,001万6,000円とするものでございます。

説明につきましては以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしということで、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分と、議案第5号令和2年度網走市水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔はい〕と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして、議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは議案資料の36ページ、資料5号を御覧いただきたいと思います。

議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

まず、目的でございますが、辺地に係る公共施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定により、総合整備計画を策定するものでございます。

次に総合整備計画の概要でございますが、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5カ年でございます。

事業内容でございますが、中園、昭和と東網走地区で構成します、中和東辺地と、山里辺地、稲富辺地、丸万と実豊地区で構成する丸実辺地と、音根内辺地の5辺地区で光回線の整備を行おうとするものでございます。

5辺地区を合わせました事業費は4億90万1,000円でございます。

また、光回線の整備は、郊外全域で取り組むこととしており、今回辺地計画を策定する、5辺地区のほか、第9号議案で上程しております、辺地計画を変更する4辺地区を整備区域としております。

事業費についてですが、10月臨時会で9,570万円を計上し、今定例会でも10億1,090万円を補正予算案として上程しており、令和2年度予算案としては、総額で11億660万円を計上する予定としております。

本計画は北海道知事との協議が整っておりますので、今回ご審議の上、議決をいただきました後に総務大臣に提出することになります。

このことによりまして、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が後年度地方交

付税として算入されることになります。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第8号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 続きまして、議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは議案資料の37ページ、資料6号を御覧いただきたいと思います。

議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

こちらの目的は、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第8項の規定により、総合整備計画を変更するものでございます。

変更の内容でございますが、一つ目が、能取と平和地区で構成する能平辺地と、嘉多山と越歳地区で構成する嘉越辺地、浦士別辺地、栄と清浦地区で構成する、栄清辺地の計画に光回線の整備を追加しようとするものでございます。

4辺地区を合わせました事業費は、6億5,066万円でございます。

二つ目が、能取と平和地区で構成する能平辺地と、嘉多山と越歳地区で構成する嘉越辺地の計画に、西網走地区の国営土地改良の応急対策事業に係る地元負担金の償還を追加しようとするものでございます。

二つの辺地を合わせました事業費は3,823万4,000円でございます。

本計画は北海道知事との協議が整っておりますので、今回ご審議の上、議決をいただきました後に、総務大臣に提出することとなります。

このことによりまして、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が後年度地方交付税として算入されることになります。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第9号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため休憩いたします。

10分。

午前11時02分休憩

午前11時13分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

それでは、次に、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分について審査いたします。

オホーツク網走マラソン開催事業、オホーツク網走マラソン開催負担金について説明を求めます。

○高井秀利観光商工部参事 議案資料7ページを御覧願います。

令和2年度一般会計観光振興費、オホーツク網走マラソン開催負担金の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オホーツク網走マラソン2020の開催を中止し、その代替として、オンラインマラソン大会を開催いたしました。このオンラインマラソン大会につきましても、スポーツ振興くじ助成金、通称totoの助成対象となり、助成金の交付決定を受けましたことから、その財源を補正するものであります。

補正額についてですが、歳入では、諸収入、オホーツク網走マラソン開催助成金として240万円の追加補正を行うものです。

これに伴いまして、一般財源の所要額が240万円の減額となります。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 1点だけ伺います。

totoの助成金の交付決定ということで、毎回、交付いただいているところで大変うれしい限りだと思うのですが、そもそもWebマラソンになって、全体の開催事業費というのはどのくらいか

たのでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 On the webの開催経費ですけれども、選手、役員費、募集告知費、大会運営費等で約1,400万円となっております。

エントリー料と繰越金などの1,100万円程度ありましたので、その差し引いた300万円が助成対象の経費となりまして、助成対象の経費の5分の4の240万円が助成として決定いただきました。

○川原田英世委員 わかりました。

ということはかなり、変な話、持ち出しが少なくというか、費用としては抑えた中で開催できたという事で理解をしました。

ここで聞いていいものなのかなのですが、今後のこのWebマラソンについて、今後も継続していくような、今のところの考えとか、検討状況とかあるのでしょうか。

○高井秀利観光商工部参事 今後のWebマラソンですけれども、今のところ、オンラインマラソンを単独でやるということは考えていなくてですね、実大会の練習的な感じのオンラインマラソン大会みたいなものはやりたいというふうには考えております。

○川原田英世委員 普通のマラソンには参加はなかなかできないけれども、こういう形だったら参加できてと、いろいろな反応があったかと思うので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、オホーツク流氷館改修事業、展示用動画素材撮影事業について説明を求めます。

○大西広幸観光課長 議案資料8ページを御覧ください。

令和2年度一般会計観光施設費、展示用動画素材撮影事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、本年度、天都山展望台、オホーツク流氷館の展示改修基本計画を策定しております。

展示改修の中で、流氷下の動画素材が必要となりますことから、展示用の流氷下などの素材映像を本年度中に確保するため、流氷下の動画素材を撮影す

るための経費を追加補正するものであります。

補正の内容としましては、展示用動画素材撮影委託業務の委託料としまして363万円を計上するものでございます。

次に、補正額の歳出予算は記載のとおりで、財源は全額基金繰入金363万円でございます。

歳入予算につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

○小田部照委員 ちょっと確認させていただきます。

動画の素材の撮影事業ということで、360万円、動画撮影にも、そこそこ金額がするのだなというのが率直な感想なのですが、こういった動画を撮る地元業者、委託先というのはどういうところなのでしょうか。

○大西広幸観光課長 動画の素材の撮影自体はですね、網走市にはそのような方はいらっしゃらないので、羅臼のほうに、そういう流水下にダイビングして撮影する方がいらっしゃいますので、その方をお願いすることになります。

事業者につきましては、今現在、計画を策定していただいております、委託業者のほうを通しての契約となりますが、そういうふうに予定はしております。

○小田部照委員 僕の知り合いにもですね、こういった動画の撮影をしている人材もいるのですが、地元の業者、こういった撮影はできないのか確認はしているのでしょうか。

そして、この360万円の内訳というのはどのようなになっているのでしょうか。

○大西広幸観光課長 地元の業者さんがいらっしゃるかどうかについては確認をとっておりますが、今現在オホーツク流氷館で展示させていただいている画像等につきましても、その方に撮影していただいております、またいろいろテレビ等でも、撮影依頼が来ているような有名などうか、そういう業者さんですので、そちらの方に委託しようというふうに考えております。

経費の内訳ですが、作成費用としましては250万円程度、またそのほか、企画ですとか調整諸経費等で、80万円程度、合わせて330万円の税込みの363万円というふうになっております。

○小田部照委員 有名な方ということなのですか。

ども、地元にそういう人材があるのであれば、やはり地元のほうにですね、ぜひお金を落とすべきだと思いますので、そういう動画の素材撮影ができるような技術がある事業者だったり、個人だったり、地元の方にもいろいろ調査して調べてみるということも今後、検討していくべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○大西広幸観光課長 おっしゃるとおり地元の方も含めてですね、そういう撮影できる方を選定させていただいて、また契約させていただきたいというふうに考えております。

今回につきましては、やります。

撮影するダイバーの方については、そのような選択肢もあるのかなというふうには考えております。

○立崎聡一委員長 他にございますか。

○石垣直樹委員 確認なのですが、この動画撮影費に関しましてはリニューアルの一環ということでしょうか。

○大西広幸観光課長 今回の動画撮影費につきまして、リニューアルに必要な動画の撮影費用というふうになります。

○石垣直樹委員 360万円とかかるのですけれども、動画の作成時間、製作物の撮影時間の総時間を教えてください。

○大西広幸観光課長 撮影時間についてはちょっと把握しておりません。これから撮影になりますので、どれぐらいの時間かかるかは、流水の状況によっても変わりますので、何とも時間は説明できないのですけれども、費用として総体で250万円の中でやっていただきたいというふうに考えております。

○石垣直樹委員 納品される成果物の撮影時間、恐らく積算で出ていると思うのですけれども。

○大西広幸観光課長 成果品としてできる動画につきましては、5分程度のものを3パターンつくっていただくということとしております。

○石垣直樹委員 合計で15分の動画をつくるのに、360万円かかるということでしょうか。

○大西広幸観光課長 はい、そのとおりでございます。

どのような画像が必要なのか、その編集にもよりますので、ある程度の動画素材を溜めておいて、その中から抽出することになりますので、それ程度の経費はかかるのかというふうに考えております。

○石垣直樹委員 ありがとうございます。

5分、3パターンということで、現状ある大型ス

クリーンでの映像を3種類つくるということでよろしかったですか。

○大西広幸観光課長 今ある映像、スクリーンの場所につきましては、今回改修の対象となっておりますので、新しく設置するスクリーンに映す動画素材を5分間分3本撮影するということになります。

○石垣直樹委員 わかりました。

今回この5分間、3パターン以外に、リニューアルに向けた、それ以外の動画とかというのは検討されているのですか。

○大西広幸観光課長 今回のリニューアルのコンセプトが流水下の世界ということでやっておりますので、今回この動画以外に撮影する予定は、今のところ予定しておりません。

○石垣直樹委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 何点か僕のほうからも確認ですが、これは協議会のほうで報告されていた、この中間報告に基づいてということでもいいのですね。

○大西広幸観光課長 はい、そのとおりでございます。

○川原田英世委員 これは最終的に、令和2年11月の時点の中間報告なのですが、これは、最終的なものになるというのは、いつ頃をめどに考えているのでしょうか。

○大西広幸観光課長 今回、この計画につきましては、一応今年度末までには計画が完成するというようになっております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

それであくまでも中間報告の中で、この動画撮影が必要になってきたということでの補正予算ということだと思うのですが、この中間報告に対して、何かしら担当課から、ここ変更してほしいとか、ここに対してどうなんだろうというようなやりとりはあるのか、お伺いします。

○大西広幸観光課長 この中間報告までの間に、プロポーザルによりまして、一応この提案を1回出させていただいております、そのあとリモートを含めまして4回ほどいろいろな協議をさせていただいた上で、この中間報告となって出したものでございます。

○川原田英世委員 ということは、市側からの要望は受けていただいて、ほぼ完成形に近いものであるという認識でよかったですか。

○大西広幸観光課長 コンセプト、我々との方向性については、ほぼ合意したものとなっておりますので、完成形に近いものというふうには考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

リニューアルしていくということは以前から伺っていたので、どういうコンセプトになるのかなというところで報告を待っていたところで、流水下の世界ということで、魅力的なのだろうなというふうに僕も思っています。

それで、撮影のほうのこちらのほうに移ると、先ほど聞くと250万円で成果物を出してもらうということなのですが、近年の状況を見ると、果たしてちゃんと流水を撮れるのかなと思ったりするのですが、仮に、今年度で撮影ができなかったら、繰り越して来年度も撮影してもらうとか、そういう形になるのでしょうか。

○大西広幸観光課長 流水の状態が悪く、撮影できない場合につきましては、一応業者には委託しますので、その辺どれだけ経常経費として見てお渡しするのかわかりませんが、そこは今年度だめでしたら、次年度ももう1回撮影と、いい状態のものを撮影したいというふうには考えております。

○川原田英世委員 その部分、契約の段階でしっかりと確認をしていただきたいと思います。

本年度中に、状況が悪いけれどもとりあえずしようがない、撮りました。成果品15分です。なんてことにならないようですね、しっかりといいものを撮っていただくと、自然相手ですのでいろいろ難しい面もあると思うのですが、そこはしっかりと話し合いながら、進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○石垣直樹委員 はい、すいません、最後に1点確認なのですが、前回協議会でいただいていた資料と、今の話を聞きまして、この5分3パターンの映像というのは壁面大映像と、魚シルエット映像と、ダイバーシルエット映像ということでしょうか。

○大西広幸観光課長 先日、中間報告で説明させていただきましたライブというスクリーンに映す分の動画の撮影とですね、階段部分で一応流水下から出るというようなイメージをつくろうとしておりますので、画像になるか、グラフィックになるかわから

ないのですが、画像につきましても、その撮影した中から使いたいというふうに考えております。

○立崎聡一委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為の補正、網走市勤労者総合福祉センターについて説明を求めます。

○秋葉孝博観光商工部次長 議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

令和2年度網走市一般会計補正予算中、2、債務負担行為の補正につきまして御説明申し上げます。

表の上から5つ目、網走市勤労者総合福祉センターですが、本施設は、平成30年度から令和5年度の6年間、公益社団法人網走市シルバー人材センターを指定管理者として運営しております。

今回、3年が経過したため、委託先に運営状況のヒアリングを行い、指定管理者合同選定委員会におきまして、経費の見直しをいたしました。

その結果、今後3年間におきまして、賃金単価の上昇、及び使用量の減少が見込まれることから、令和3年から令和5年までの3年間ににつきまして、管理委託料236万3,000円を追加しようとするものでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 なきようですので、続きまして、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、観光商工部関係分について説明を求めます。

なお、議案第1号中、債務負担行為の補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○大西広幸観光課長 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

資料3号を御覧願います。

資料の33ページの下から2段目、天都山展望台とオホーツク流氷館につきまして、令和2年11月10日に開催しました、指定管理者合同選定委員会におきまして、指定管理者は当該施設の管理のみならず、本市観光振興の先駆者的な立場で事業を推進することが求められるため、その目的で市が大きく関与して設立した、株式会社網走市観光振興公社による管

理運営が望ましいと考えられることから、令和3年度から令和5年度の3年間ににつきましても、引き続き株式会社網走観光振興公社を指定管理者の候補者として選定したところでございます。

また、その際の指定管理料の債務負担限度額は3年間で2億7,000万円となっております。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 内容はよくわかりました。

それで、収入の見込みがあるわけですが、料金収入と他収入ということで、ただ、このコロナ禍を受けて、やはり観光施設ですので、付随する入居している施設、閉鎖に追い込まれてしまうような状況もあるという中で、やっぱりそこを考えていけないのではないかなと思うのですが、観光課としてどのような見解でいるのかお伺いします。

○川田昌弘副市長 今回の指定管理の設定、それから現在も指定管理を受けている施設のいわゆるコロナ感染症による影響ということが想定されていません。

そこはですね、この施設だけではなくて、最終的にどのぐらいの利用料、使用料が減収になるのか、それによって経営がどうなのかというのは、既にヒアリングも始めているところもありますし、今後、年度末に向かってどういった補填が必要なのかというのは、ここの施設だけではなくて十分検討しなくてはならないというふうに思っています。

今現在、指定管理を受けられている事業者さん、及び団体と協議を進めると、それによつては必要な措置について、財源措置をしていくというようなことを考えているところであります。

○川原田英世委員 よくわかりました。

やっぱりこういった施設の中から、民間事業者さんが撤退してしまうだとか、そういうのは非常に網走の貴重な一つの魅力や財産が失われるということにもなりますので、よく検討しながらぜひ今答弁ありましたけれども、進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分と、議案第6号網走市公の施

設に係る指定管理者の指定についての観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時36分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

次に、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係について審査いたします。

道路整備事業、道路ストック修繕事業について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料9ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、道路ストック修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金が確定し、事業費を減額するものでございます。

道路ストック修繕事業では、音根内地区の市道、山里浜小清水線の舗装修繕を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い、公共施設等適正管理事業債を活用する市道改修事業において実施することとし、道路のり面、門型標識の点検を実施するものでございます。

点検調査に係る委託料は670万円を追加補正し、道路整備に係る工事費3,000万円を減額し、合計2,330万円を減額するものでございます。

補正額であります、補正前の額が3,000万円、補正額が2,330万円の減額、補正後の額が670万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

また、施行予定しておりました箇所につきましては、10ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、通学路安全対策事業、潮見鱒浦線歩道整備事業について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料11ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、潮見鱒浦線歩道整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、当初見込んでおりました社会資本整備総合交付金事業による、除雪作業車整備事業が、財政上有利な地方単独事業に採択されたことから、同一パッケージである国庫補助金の内示額の範囲において、次年度以降に予定しておりました歩道整備を前倒しをして行うため、道路整備に係る調査設計委託費570万円、工事費3,030万円、補償費20万円、合計3,620万円を追加補正するものでございます。

潮見鱒浦線歩道整備事業は、潮見地区と鱒浦地区を結ぶ延長1,260メートルの歩道整備でございます。

本事業は、平成25年に工事を着手し、昨年度までに640メートル完成してきております。

しかし、近年、交付金の内示額が低く、進捗が遅れている状況から、次年度以降予定しておりました歩道整備80メートルを進めていくものでございます。

補正額であります、補正前の額が3,750万円、補正額が3,620万円を追加し、補正後の額が7,370万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

また、追加する施工箇所につきましては、12ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、通学路安全対策事業、北西3丁目斜線歩道整備事業について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料13ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、北西3丁目斜線歩道整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、社会資本整備総合交付金事業における国庫補助金が確定し、事業費920万円を減額するものでございます。

北西3丁目斜線歩道整備事業は、向陽ヶ丘地区の横断歩道橋から、北西地区を結ぶ路線でございます。一部、急勾配となっている歩道の整備を進めているものでございます。

補正額でございますが、補正前の額が1,200万円、補正額が920万円を減額し、補正後の額が280万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

また、施行予定しておりました箇所につきましては、14ページに記載の位置図をご参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 減額補正ということで、この箇所は通学にも使われるエリアです。

減額になって、補正後の額は280万円ということなのですが、どのような内容を、この減額になった中で行うのか確認したいと思います。

○立花学都市整備課長 当初予定しておりました、工事の内容といたしましては、歩道の整備のほかに階段がございまして、急勾配の勾配を緩和するために、階段を延ばそうという計画をしております。

残った金額につきましては、その階段部分にロードヒーティングを設置していきたいということで、そのうち280万円をもって事前に、分電盤だけを本年度設置いたしまして、次年度以降、階段の整備と歩道の整備を行っていきないうふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

段階的になってしまうというようなことになるのだと思いますが、来年度にはしっかり整備できるように努めていただきたいと思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、通学路安全対策事業、一中グランド線歩道整備事業について説明を求めます。

○立花学都市整備課長 議案資料15ページを御覧ください。

令和2年度一般会計道路橋梁新設改良費補正予算、一中グランド線歩道整備事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、社会資本整備

総合交付金事業における国庫補助金が確定し、事業費を減額するものでございます。

一中グランド線歩道整備事業は、計画延長210メートルのうち、100メートルの歩道整備を予定しておりましたが、国庫補助金の減額に伴い、歩道整備工事を取りやめ、整備に支障となる水道管の舗装工事のみ実施することとし、歩道整備においては、次年度以降に実施するものでございます。

経費の内訳につきましては、工事費1,700万円の減額、補償費670万円を追加し、合計1,030万円を減額するものでございます。

補正額であります。補正前の額が1,700万円、補正額が1,030万円を減額し、補正後の額が640万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりでございます。

また、施工箇所につきましては、16ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○川原田英世委員 この道路整備がついたときは、なかなか危ない箇所でもあったので、これでよくなるかなと思ったのですが、なかなか厳しいのだなということで、特に冬が危なかったのと、あと部活で走ったりするコースにもなっているのですよね。

歩道もなくてということで、状況は、一歩進んだと思ったのですが、ここでもまた一歩下がっちゃったのかなという感じなのですが、今の状況で言うと、歩道のちょっと道はできているけれども、砂利の状態になっているのですが、そこはもうこれ以上は、今年度中には進まないという状況なのか、まず確認したいと思います。

○立花学都市整備課長 今、委員からお話のとおり、残念ながら、現状の歩道の整備工事については、今年度ではできない状況でございます。

来年度に向けて完成するためにですね、何とか一歩でも進められるように、国のほうには要望していきたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

ぜひ、来年度には、ちょっと砂利の状況のままにしておくのも、逆に危ないような感じで見ていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それと、もう1点確認なのですが、道路整備に関わる補償金670万円、この内容について確認したいのですけれども。

○立花学都市整備課長 今回の補償費につきましては、水道管を舗装するという事で、車道部に入っております、水道管が道路整備によって配水管と干渉してしまうということから、水道管を入替えなければならないということになっております。

水道部に対して、今回の財源をもってですね、水道の補修をして、新しく支障がない位置に水道管を動かすという工事を、今年度行うという中身でございます。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

ちょうど今日通ったら、工事が終わりましたということで写真を撮影しましたので、内容を理解しました。

○立崎聡一委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、港湾整備事業、国直轄港湾整備事業負担金について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料の17ページを御覧ください。

令和2年度一般会計港湾建設費補正予算、国直轄港湾整備事業負担金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります、国の予算調整によりまして、当初予算に計上いたしました、要望事業費が変更となりましたことから、負担金1,800万円を減額補正するものであります。

国直轄港湾整備事業では、新港地区南防波堤改良工事、及び川筋地区物揚場改良工事を実施しておりますが、事業費の減額に伴い、南防波堤改良工事の事業量を調整するものであります。

補正額であります、歳出予算では補正前の額が8,000万円、補正額が1,800万円の減額、補正後の額が6,200万円となり、財源内訳及び歳入予算については記載のとおりであります。

施工箇所につきましては、18ページに記載の位置図を御参照願います。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為の補正、みなと観光交流センターについて説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 事項別明細書の12ページを御覧願います。

網走市公の施設の指定管理委託料の中間見直しに伴う債務負担行為の設定について、御説明を申し上げます。

下から2段目の、みなと観光交流センターにつきましては、平成30年度から令和5年度の6年間、網走市観光協会を指定管理者として運営しております。

今回、指定から3年が経過したため、運営状況のヒアリングを行い、経費等の見直しをしたところ、今後の3年間に於いて、消費税増税と諸経費の高騰を見込んだことから、令和3年から令和5年までの3年間について、管理委託料の債務負担行為限度額を増額することといたしました。

見直し分の限度額は、令和3年から令和5年までの3年間で24万6,000円でございます。

以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですので、お諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定しました。

○立崎聡一委員長 続きまして、議案第7号市道の路線認定について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 議案資料34ページを御覧ください。

市道の路線認定について御説明いたします。

認定する路線は、路線番号705、スカイヒルズ潮見線で、路線延長、敷地幅員等は記載のとおりでございます。

市道認定理由について、位置図で説明させていただきます。

次のページ、35ページを御覧ください。

丸印と矢印で示しました、スカイヒルズ潮見線は、道道中園網走停車場線から、道立オホーツク公園方面に向かう市道沿いで、野口石材さん横に隣接する路線であります。

当該道路は都市計画法に基づく開発行為により、

民間事業者において造成され、市に帰属した道路であるため、新たに路線認定するものです。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。

議案第7号市道の路線認定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分について審査いたします。債務負担行為の補正、レイクサイドパークのとりについて説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 それでは、議案の事項別明細書12ページを御覧願います。

網走市公の施設の指定管理委託料の中間見直しに伴う債務負担行為の設定について御説明申し上げます。

下から3段目のレイクサイドパークのとりにつきましては、平成30年度から令和5年の6年間、株式会社そうけんを指定管理者として運営しております。

今回指定から3年が経過したため、運営状況のヒアリングを行い、経費等の見直しをしたところ、今後の3年間において、人件費の上昇や施設老朽化による修繕費の増が見込まれることから、令和3年から令和5年までの3年間の管理委託料の債務負担行為限度額を増額することといたしました。

見直し分の限度額は、令和3年から令和5年までの3年間で、651万1,000円でございます。

以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 なきようですので、続きまして、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理者の

指定について、農林水産部関係分について説明を求めます。

なお、議案第1号債務負担行為の補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

資料3号、33ページを御覧願います。

上から3段目になりますけれども、網走市農業総合管理センターにつきましては、令和2年11月10日に開催いたしました、指定管理者合同選定委員会におきまして、網走市農業総合管理センターは、地域農業に関する情報の集積、実習研修など、農業技術取得の総合拠点の施設という機能を持っており、また、試験研究に使用されております施設の設置目的、東京農業大学寒冷地農場と併設をしていることから、令和3年度から令和5年度の3年間に付きましても、引き続き、学校法人東京農業大学を指定管理者の候補者として選定をしたところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は、3年間で882万6,000円でございます。

説明については以上でございます。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りいたします。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、農林水産部関係分と、議案第6号網走市公の施設に係る指定管理の指定についての農林水産部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時58分再開

○立崎聡一委員長 それでは再開いたします。

次に、要請について審査いたします。

まず初めに、種苗法「改定」に関する意見書提出についての要請について審査いたします。

この要請は9月3日に当委員会に付託されましたが、継続審査となっております。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて2

回の定例会が経過しても結審に至らない当該案件は、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会をもって結審しなかった場合は、審議未了、廃案すべきものと決定されます。

この要請について、委員皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 この要請については、私ども採択すべきということでありましたが、継続審査ということで、ただ、法律が通ってしまったという現状があって、非常に残念です。

残念でありまして、そして後でまた審査することになるのかわかりませんが、また、同様の種苗法の改定に反対する意見書採択のお願いというものもあって、私としては、一緒に議論したほうがいいのかというふうには思います。

その辺で、委員長がどういうふうに判断するか。

○立崎聡一委員長 他の委員の御意見いかがでしょうか。

この後に、種苗法の改定に反対する意見書採択のお願いという要請が出ておりますが、併せて審査することによろしいでしょうか。

○石垣直樹委員 提出者が違うので、併せて審査するのはおかしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○立崎聡一委員長 今、石垣議員のほうから、そのような御意見ございましたので、一応別に扱わせていただくということ。

○山田庫司郎委員 委員会の決定ですから、審議は、私は一緒にやっていいと思います。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 同じところから同じものが、二つも三つも出てくるということはないですから。

○立崎聡一委員長 他に御意見ありませんか。

それでは委員長判断といたしまして、今石垣委員のほうから発言がございましたが、この意見書、一つ目の意見書、二つ目の意見書、併せて審査したいなというふうに取り計らいたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように進めさせていただきます。

種苗法なのですけれども、改定が国会のほうでも通りおりました。

そこのお話も踏まえまして、皆さんから種苗法の改定に反対する意見書提出要請についての御意見をいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 法案は通って、今月になって、参議院でも通ってしまったと。

ただ、この種苗法というのは、以前も言いましたけれども、多くの農家の皆さんにとっても大きな影響を与えます。

そして、今回非常に問題だと思うのは、いわゆる臨時国会で提案されて、たった2カ月で、この日本国民の食料に関わる重要な法律を、いとも簡単に多数決で通してしまったという、非常に私は腹立たしく思いますし、これからの農家の皆さんも、いわゆる自家増殖というか、自分のところで種を増殖させるということができないことになってしまうということで、非常に大きな影響があるということで、それから、今回、種苗法の理由として、海外に種苗が持ち出されるということを理由にしていますが、これは実はそうです。

いわゆる国が、品種の登録をしていないがために、そういうことになっているわけで、国がしっかりと諸外国に対して品種登録をすればこういうことは起きない。

だから、これはあくまでもこじつけになってしまっていて、しかし、そういう法律が通ってしまったということでもあります。

私としては、法律が通ったとしても、基本的には、この要請が2本出ていますが、この要請については、非常に思いは同じくするわけでありまして、法律はできたけれども、地方の意見として採択すべきだと、こういう思いであります。

○立崎聡一委員長 他に。

○山田庫司郎委員 私も、国会の中で通ってしまったということ、非常に私も残念に思っている1人です。

今、松浦委員からあったように、従来、種子を研究の中で、本当に新しい種子を作られてきた方たちが、意外と金銭面も含めて、フォローされていなかったという現実もありまして、その部分というのは、また別に考えなければならないのだと思いますけれども、やはり企業を参入することということも一つ、メリットがありますけれども、ここに自家増殖ができなくなる。

要するにお金を払えば、種子を買えるということになりますけれども、農家の方たち含めて心配しているのは、大きな企業が外国資本も含めて、その種子を本当に独占してしまうことになれば、植えたいものも植えられなくなるという心配を非常に持って

確かに外国に流出していたことを止めたいという趣旨が一つ、国の考え方として述べられていますけれども、松浦委員が言われたように、これ種子にきちんとした登録をすれば、勝手に使えないわけですから、この辺の問題も含めてです。

○立崎聡一委員長 他に。

確かにですね、今、報道等でも海外のほうに種が盗まれている現状があるというような報道もなされていたり、他の委員おっしゃるように、様々な課題、問題点もあるとは思いますが、法案が通っているというような現状もあります。

○立崎聡一委員長 他に。

マイクお願いします。

1点伺いたいことがあります、今回の種苗法によって、市内で育てられた作物に対する影響というのは、今回は、一定の品種に限られて、この法案が通ったわけですが、現時点の中身であるのか、どうなのか。

○立崎聡一委員長 わかりますか。

今現在も麦のほうは、そういうことで配給してい

○川原田英世委員 主要な作物については、この法案は影響を与えないというのが今の段階なのですが、国会での議論も見ながら、付帯意見等もありますけれども見ていくと、どうやら拡充していくという方針が最初からうたわれていると。

僕から言わせれば、T P Pや自由貿易協定の延長線上にあって、当然の議論なのだろうかと、そういった議論もありましたけれども、ということで、今現在は問題ないようになっていますけれども、これは農水省がどう判断するかですけども、外交上でいつ変わって拡充されてもおかしくない法案の中身になっていますので、これはかなり危険だと僕は思っています。

いろいろ意見はあっても、既に通ってしまっていますので、ここでどうだということもなかなか難しいのですが、地域の声として上げる必要もあるのではないかなという、私の意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

○立崎聡一委員長 他に。

私としましては、現法案を運用して、それを見守

りつつ注視しながら、この要請に対しては、不採択するべきだという意見でございます。

○立崎聡一委員長 他に。

栗田委員は、よろしいですか。

○栗田政男委員 コメントなし。

○立崎聡一委員長 各委員から、種々御意見をいただきました。

まず、今回の要請の取扱いについてなのですが、まず、意見の一致を見なかったということでございます。

それで、一つ目の要請につきましては、意見の一致を見なかったということで、今回は審議未了、廃案という形になります。

そして、二つ目の、今回出てきました、種苗法の改定に反対する意見書提出要請につきましては継続という扱いで、取扱いさせていただきたいと思いますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それでは、以上をもちまして、総務経済委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時16分閉会
